

有限責任中間法人 日本介護支援専門員協会 会員の皆様へ

中途加入用

介護支援専門員賠償責任保険制度のご案内

介護支援業務特約付帯専門的業務賠償責任保険

* この制度は、有限責任中間法人日本介護支援専門員協会 会員の方のみを対象とする制度です。



本制度の特徴

- 介護支援専門員が、日本国内において、介護支援専門員の業務に関わる不測の事故によって法律上の損害賠償責任を負担することになったとき、被害者に支払うべき損害賠償金をてん補限度額の範囲内でお支払いします。
- 有限責任中間法人 日本介護支援専門員協会が契約者として団体契約を締結しています。本協会の会員である皆様が行う介護支援専門員の業務遂行に伴う賠償事故が補償の対象となります。会員でない方の賠償事故は補償の対象にはなりません。

有限責任中間法人日本介護支援専門員協会

てん補限度額・保険料

介護支援専門員賠償責任保険

	Aタイプ（てん補限度額）	Bタイプ（てん補限度額）	Cタイプ（てん補限度額）
(1)対人・対物損害賠償	1請求 100万円 保険期間中 100万円 (免責金額 0円)	1請求 3,000万円 保険期間中 3,000万円 (免責金額 0円)	1請求 5,000万円 保険期間中 5,000万円 (免責金額 0円)
(2)人格権侵害損害賠償	1名・1請求 100万円 保険期間中 100万円 (免責金額 0円)	1名・1請求 300万円 保険期間中 300万円 (免責金額 0円)	1名・1請求 300万円 保険期間中 300万円 (免責金額 0円)
(3)経済損害賠償	-	-	1請求・保険期間中 100万円 (免責金額 0円)
(4)初期対応費用	-	1請求・保険期間中 300万円 (ただし見舞金は1被害者あたり10万円) (免責金額 0円)	1請求・保険期間中 500万円 (ただし見舞金は1被害者あたり10万円) (免責金額 0円)
(5)保険料	240円	530円	1,710円

ご加入方法

加入依頼書をご提出のうえ申込締切日までに
着金するように保険料をお振り込み下さい。
振込は郵便局備付振込用紙をお使いください。

申込締切：2008年8月29日（金）

保険期間

2008年9月1日午後4時～2009年3月1日午後4時
(＊8月31日までに着金していた場合。着金が遅れる
と保険始期も遅れますのでご注意ください。)

振込先

ゆうちょ銀行 00130-4-612619
日本介護支援専門員協会 あて

補償の概要

保険金をお支払いする場合

初年度加入始期日以降に日本国内で行われる介護支援専門業務()の遂行に起因して、日本国内において保険期間中に提起された下記「対人・対物損害賠償」・「人格権侵害損害賠償」・「経済損害賠償」の請求について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害および「初期対応費用」をてん補します。

また、保険期間中に保険請求のおそれのある原因または事由の具体的状況を遅滞なく引受保険会社に通知された場合、その原因または事由に起因する他人の損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求が提起されたときは、通知された保険契約の保険期間中に提起されたものとみなしててん補します。

<対人・対物共通>

他人の身体の障害または財物の滅失、き損もしくは汚損に起因する損害賠償

<人格権侵害>

次の不当な行為に起因する他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害に起因する損害賠償

(1)不当な身体の拘束

(2)口頭または文書もしくは図画等による表示

<経済損害賠償>

他人に与えた「経済的損害」に起因する損害賠償

<初期対応費用>

この保険でてん補対象となる法律上の損害賠償責任の負担となりうる上記「対人・対物損害賠償」・「人格権侵害損害賠償」が日本国内で発生し、被保険者が当該事故について初期対応を行うために支出した社会通念上妥当な次の費用

- 事故現場の保存費用、事故状況の調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因の調査費用
- 事故現場の取り片付け費用
- 被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費などの費用
- 通信費
- 事故が他人の身体の障害であるときは、当該事故について被保険者が支払った見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用。ただし、1事故において身体の障害を被った者1名につき10万円を限度とします。
- その他前各号に準ずる費用(ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品の購入費用を含みません。)

()被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行う次の仕事をいいます。

(1)介護認定または要支援認定等の申請手続きの内、次の認定の申請に関する手続きの代行

イ)要介護認定、要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定

ロ)要支援認定、要支援更新認定または要支援状態区分の変更の認定

(2)要介護認定または要支援認定等の認定調査

前号の認定に係る調査(市町村から委託を受けた指定居宅介護支援事業者が被保険者に行わせるもの)。

(3)特定高齢者の把握

市町村が実施する介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、市町村から委託されて介護保険の被保険者を対象に行なう生活機能に関する状態の把握およびそのための調査。

(4)ケアプラン・介護予防ケアプランの作成

居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画および介護予防支援計画(介護保険法上の給付対象サービスの提供を伴う計画であると否とを問いません。以下「ケアプラン」を介護予防ケアプラン、といいます。)の作成をいい、課題分析、サービス担当者会議等その作成に必要な行為を含む。

(5)サービスの提供依頼

被保険者が作成したケアプラン・介護予防ケアプランに基づき(居宅サービス事業を行う者(介護保険施設の開設者または管理者を含みます。)へのサービス提供の要請、仲介または連絡調整。

(6)継続管理および再アセスメント

被保険者が作成したケアプラン・介護予防ケアプランに基づき(要介護状態または要支援状態にある者もしくは特定高齢者に該当する者に対する継続管理または再アセスメント。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1)保険契約者または被保険者の故意
- (2)被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任
- (3)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (4)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (5)保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し請求が提起されるおそれがあることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任
- (6)業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
- (7)被保険者の業務を行う施設もしくは設備または自動車、航空機、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (8)法令により医師の指示のもとで専門資格を有する者のみが行うことのできる医療行為その他の行為に起因する賠償責任
- (9)介護支援専門員が遂行すべき行為につき、被保険者が介護支援専門員の資格を有さない者に遂行させた行為に起因する賠償責任
- (10)被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- (11)被保険者が使用または管理する財物の滅失、き損または汚損
- (12)特許権、著作権または商標権等の知的財産の侵害に起因する賠償責任
- (13)最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為

等

- 被保険者：日本介護支援専門員協会会員の介護支援専門員
- 本保険で対象とする「業務」とは被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行う次の仕事をいいます。
 - (1) 要介護認定または要支援認定等の申請手続きの内次の認定の申請に関する手続き代行
 - イ) 要介護認定、要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定
 - ロ) 要支援認定、要支援更新認定または要支援状態区分の変更の認定
 - (2) 要介護認定または要支援認定等の認定調査
 - (3) 特定高齢者の把握
 - (4) ケアプラン・介護予防ケアプランの作成
 - (5) サービスの提供依頼
 - (6) 継続管理および再アセスメント



保険金をお支払いする主な場合および支払い方法

日本国内で行う初年度加入始期日以降の介護支援専門員の業務に関わる不測の事故によって日本国内において保険期間中に損害賠償請求が提起され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。
以下一般的な事故事例をご紹介します。

【対人事故】

- ケアプランの内容に問題があり、対人事故が発生した（仕事の結果による事故）。

【人格権侵害】

- 高齢者を訪問した際知った個人情報を口外したことにより、プライバシー侵害として訴えられた。

【初期対応費用】

- ケアプランの内容に問題があり、対人事故が発生した。取り急ぎ責任者とお詫びに行くとともに見舞金を支払った。

【経済損害賠償】

- 選定した居宅サービス事業者が悪質であり、十分なサービスを得られなかったとして損害賠償を請求された。

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合の詳細については次ページの補償の概要をご覧ください。

- (1) 引受保険会社が承認した次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等）

賠償金、決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります

万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの訴訟費用

- () 引受保険会社の書面による同意が必要となります。

引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用の実額をお支払いします。

初期対応費用（本制度でてん補対象となりうる事由が発生した場合に、法律上の損害賠償責任の有無が判明しない初期の段階における被保険者が負担する社会通念上妥当な事故調査費用、通信費など、また他人の身体障害の場合のみお支払いする見舞金・見舞品購入費用です。（Aタイプの場合はお支払いできません。）

- (2) 保険金のお支払方法

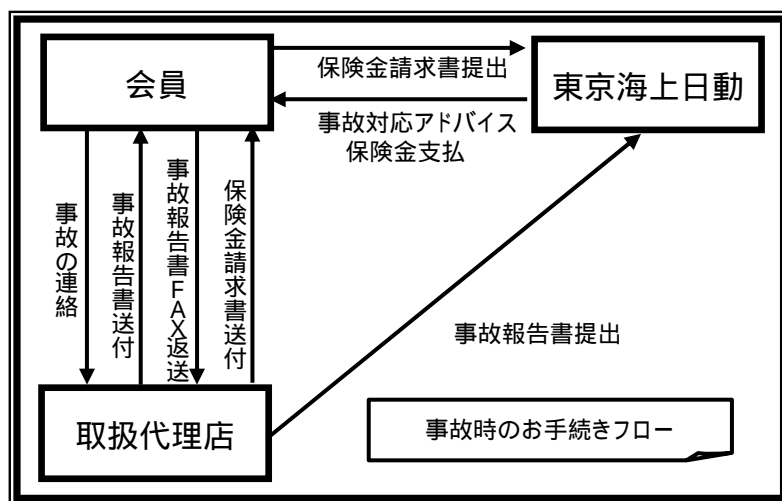
- は、 に係る損害額の合計額をてん補限度額の範囲内でお支払いします。
- については、実額をお支払いします。
- はてん補限度額を限度にお支払いします。ただし、 の見舞費用は1被害者あたり10万円が限度です。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者（有限責任中間法人日本介護支援専門員協会）および被保険者の故意
 2. 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合
 3. 法律に違反した行為による事故 等
- 保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合の詳細については次ページの補償の概要をご覧ください。

事故時のお手続き

1. 万一、事故が発生した場合は、取扱代理店までご連絡ください。
取扱代理店より事故報告書をお送りします。
2. 事故報告書に、皆様の会員番号、氏名、住所、電話番号、相手の住所、氏名、連絡先の他に、事故状況等をできる限り詳しく記入し、取扱代理店までFAXをお願いいたします。
3. 追って取扱代理店より保険金請求に必要な書類を送付いたします。



【もし事故が起きたときは】

損害賠償請求を受けるおそれのある事故（もしくはその原因や事由）が発生したことを知った場合、または被害者から損害賠償請求を受けた場合には、遅滞なく、事故発生の日時・場所・事故発見の日時・被害者の住所・氏名、事故の原因と状況、受けた損害賠償請求の内容と金額その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。損害発生の連絡が遅れたり、損害が確定した日から30日以内に保険金請求書その他必要書類の提出がない場合は、保険金のお支払ができなくなることがありますので、ご注意ください。

【示談交渉サービスは行いません】

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されたと考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

保険料お振込みにあたってのご注意

- ご加入の際には、加入依頼書を有限責任中間法人日本介護支援専門協会ご提出ください。
- 保険料は振り込みとなります。
- ご加入の際、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺の行為があったときは、この保険契約は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

ご加入にあたってのご注意

（１）告知義務

ご加入の際には加入依頼書の記載事項に間違いが無いか十分にご確認ください。記載事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

（２）通知義務

ご加入の後、加入者証に記載された事項を変更される場合及びこの保険契約と重複する保険契約を締結される場合は取扱代理店または引受保険会社にご通知の上、直ちにお手続きください。重複する保険契約を締結された場合、契約を解除することがあります。手続きが遅れますと保険金をお支払できなくなることがありますので、ご注意ください。

（３）保険金の分担

この保険契約と重複する保険契約が他にある場合は、当該他の保険契約によりてん補されるべき金額またはご契約いただいた際に設定された免責金額のいずれか高い額を超過した場合に限り、その超過額のみをご契約いただいたてん補限度額を限度としててん補します。

（４）保険料領収前に生じた事故

保険料を領収する前に提起された請求については、保険金をお支払できませんのでご注意ください。

（５）保険会社破綻時の取扱

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

（注）保険契約者が「個人・小規模法人・マンション管理組合」（以下「個人等」といいます）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である「個人等」がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係わる部分については、上記補償の対象となります。

この保険は有限責任中間法人日本介護支援専門員協会を保険契約者とし、有限責任中間法人日本介護支援専門員協会の会員を被保険者とする介護支援業務特約付帯専門的業務賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は有限責任中間法人日本介護支援専門員協会が有します。

お問合せ先・取扱代理店

有限会社 システムマネージメント（担当：神谷・山田）

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町2-1 渋谷ホームズ425号

TEL：03-5459-8381 / FAX：03-5459-8382

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 法人第二課（担当：新谷松・矢内）

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST11F

TEL：03-5223-2566 / FAX：03-5223-2573

このパンフレットは介護支援業務特約付帯専門的業務賠償責任保険の内容をご紹介しますものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。